

都道府県中間年評価書 (集落協定等の自己評価関係)

都道府県名	埼玉県	担当部署	農業ビジネス支援課
-------	-----	------	-----------

I 中山間地域等直接支払制度の実施状況（R3年度）

1. 制度の実施状況の概要

	協定数		農用地面積		交付額	
ア 集落協定	47	協定	234	ha	2135	万円
a 基礎単価の対象	8	協定	34	ha	210	万円
b 体制整備単価の対象	39	協定	200	ha	1827	万円
c 加算措置						
(a) 棚田地域振興活動加算		協定		ha		万円
(b) 超急傾斜農地保全管理加算	2	協定	9	ha	53	万円
(c) 集落協定広域化加算		協定		ha		万円
(d) 集落機能強化加算	2	協定	15	ha	45	万円
(e) 生産性向上加算		協定		ha		万円
イ 個別協定	4	協定	82	ha	654	万円
a 基礎単価の対象		協定		ha		万円
b 利用権設定等単価（10割単価）の対象	4	協定	82	ha	654	万円
c 超急傾斜農地保全管理加算		協定		ha		万円
合計	51	協定	316	ha	2789	万円

【参考】

R3年耕地面積※	73,500	ha
----------	--------	----

※「耕地及び作付け面積統計」より転記

2. 集落協定の概要

	協定参加者数		交付面積		交付金額	
1 協定当たり平均値	24	人	5	ha	45	万円

【参考】

ア 協定参加者数	1110	人
イ 交付金配分額	2135	万円
a うち個人への配分	1468	万円
b うち共同取組活動	666	万円

Ⅱ 都道府県による評価結果

1. 評価項目に対する都道府県の評価

(1) 集落協定

評価項目	評価結果（協定数）			
	◎	○	△	×
ア 集落マスタープランに係る活動	19	28		
イ 農業生産活動等として取り組むべき事項				
a 耕作放棄の防止等の活動	19	28		
b 水路・農道等の管理	18	29		
c 多面的機能を増進する活動	19	28		
ウ 集落戦略の作成				
a 集落戦略の作成見込み	4	35		
b 集落戦略の話合いに用いる地図の作成状況	18	5	13	3
エ 加算措置の目標の達成状況・達成見込み				
a 棚田地域振興活動加算				
c 急傾斜農地保全管理加算		2		
d 集落協定広域化加算				
e 集落機能強化加算		2		
f 生産性向上加算				
オ 全体評価	優 30 (64%)	良 14 (30%)	可 0 (0%)	不可 3 (6%)

1の(1)について都道府県の総合的な所見【必須】

集落協定の評価結果は、全47協定のうち、「優」30協定、「良」14協定であり、協定に記載された事項に基づき、各協定の活動が概ね順調に実施されていると評価できるが、集落戦略の話合いに用いる地図の作成は遅れている協定もあり、特に最終年においても活動の実施が困難としている協定については、作成の目途が立つよう市町村の支援・指導が必要である。

(2) 個別協定

評価項目	評価結果（協定数）			
	◎	○	△	×
ア 利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業の受委託	3	1		
イ 農業生産活動等として取り組むべき事項				
a 耕作放棄の防止等の活動				
b 水路・農道等の管理				
c 多面的機能を増進する活動				
ウ 利用権設定等として取り組むべき事項				
エ 加算措置（超急傾斜農地保全管理加算）				
オ 全体評価	優	良	可	不可
	4 (100%)			
		0 (0%)		
			0 (0%)	
				0 (0%)

1の(2)について都道府県の総合的な所見【必須】

個別協定の評価結果は、全4協定とも「優」であり、順調に活動が実施されていると評価できる。協定に定められていない農道・水路の管理を積極的に行う協定もあるとの市町村の所見もあり、魅力ある農村環境の保全及び耕作放棄地の発生防止に寄与していると評価できる。

1について第三者機関の意見【必須】

集落戦略の作成について、地図の作成がボトルネックになっており、協定参加者自らで作成することが難しいことも想定される。行政がある程度サポートを行う必要があると考える。また、例えば大学との連携など、人的支援に繋がる情報提供など、県としても支援策を検討して欲しい。

3. 集落協定の話合いの回数と集落戦略の作成

(1) 集落協定の話合いの回数

		全協定数	話合い回数（回数ごとの協定数）			
			0回	1回	2回	3回以上
集落協定の話合いの状況	R 2年度	46	1 (2%)	13 (28%)	11 (24%)	21 (46%)
	うち集落戦略	38	22 (58%)	5 (13%)	6 (16%)	5 (13%)
	R 3年度	47	1 (2%)	13 (28%)	12 (26%)	21 (45%)
	うち集落戦略	39	4 (10%)	20 (51%)	8 (21%)	7 (18%)

3の(1)について都道府県の所見【必須】

集落協定の話合いの回数については、1協定を除いて、令和2年度、令和3年度ともに1回以上の話合いが行われている。0回の協定においては、電話等で連絡を取り合っており問題ないとの市町村の所見があり、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、電話連絡や共同活動後の打合せ、役員の話合いなど、工夫して話合いの機会を設ける努力がされていると評価できる。

(2) 集落戦略作成の話合いの参加者

話合いの参加者	協定数	割合
① 協定参加者	31 協定	79.5 %
② 協定参加者以外の集落の住民	協定	0 %
③ 農業委員等、市町村や農業委員会及びJA等の関係組織の担当者	22 協定	56.4 %
④ NPO法人、企業、学識経験者、専門知識等を有する者	協定	0 %
⑤ 協定役員のみ	8 協定	20.5 %
⑥ 話合いをしていない	1 協定	2.56 %

3の(2)について都道府県の所見【必須】

集落戦略を作成する協定の約8割で、協定参加者が参加した話合いが行われており、必要な話合いは概ね実施されていると評価できる。「話合いをしていない」と回答した協定でも、市町村の所見では「令和4年度以降、話合いを実施しており、集落戦略作成の目途は立っている」と評価されている。しかし、集落戦略作成のために協定参加者全員が話合いを持つことの意義も踏まえて、市町村は指導していく必要がある。

3について第三者機関の意見【必須】

集落戦略作成のプロセスに、地域住民等協定参加者以外の集落の住民や学識経験者等専門知識等を有する者も参画することが必要と考える。これらの人たちが集落戦略作成の話合いに参加していないようなので、専門家の参加についての支援や地域住民への広報等、県としても積極的な支援が望まれる。交通が理由で高齢者の話し合いへの参加が困難な集落もある。長野県ではテレビ会議で話合いをおこなっている事例もあるようなので、他の事業と連携してテレビ会議システムの構築なども県として検討してはどうか。

4. 市町村に要望する支援内容

(1) 集落協定

(2) 個別協定

市町村に要望する支援内容	協定数	割合	市町村に要望する支援内容	協定数	割合
① 協定書作成に係る支援	34	協定 72.3 %	① 協定書作成に係る支援	3	協定 75 %
② 集落戦略作成に係る支援	37	協定 78.7 %	② 目標達成に向けた支援		協定 0 %
③ 目標達成に向けた支援	27	協定 57.4 %	③ 集落協定の立ち上げに 向けた支援		協定 0 %
④ 協定の統合・広域化への 支援	2	協定 4.26 %	④ 協定対象面積の拡大に 向けた支援		協定 0 %
⑤ 事務負担軽減に向けた支 援	27	協定 57.4 %	⑤ 事務負担軽減に向けた 支援	2	協定 50 %
⑥ ①～⑤以外の支援		協定 0 %	⑥ ①～⑤以外の支援		協定 0 %
⑦ 特に支援を要望しない	4	協定 8.51 %	⑦ 特に支援を要望しない	1	協定 25 %

4の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

市町村に要望する支援内容として回答が多かった項目は、「集落戦略作成に係る支援」37協定、「協定書作成に係る支援」34協定であった。市町村の所見では、「特に協定書や集落戦略等事務負担の影響が大きく、市町村や農林振興センターで個別に支援している状態」、「担当職員の負担が大きい、集落も高齢化等により単独での作成は困難」といった所見が見られた。現状においても行政機関から支援を行っているものの、活動の継続には更なる支援が求められている一方で、市町村担当者の負担も大変重く、行政内部の事務の簡素化や調査・照会等作業の抑制も併せて必要であると考えられる。

4の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

家族とのコミュニケーションのためにLINEを活用している高齢者は多い。LINEグループを作成して、集落戦略作成の話合いを行うことにより、対面会議の回数が少なくても、意見集約することができると思う。市町村担当者の負担軽減にも繋がるのではないかと。また、事務負担が大きいことは以前から言われているが、資料を見ると事務委託は行われていない。地域によっては、外部の人に地域の内情を見せることへの抵抗感があるかもしれないが、シルバー人材センター等を活用して、事務や経理の経験がある地域の人材を紹介してもらおうなどの方法もあるということをご提案・周知して欲しい。

Ⅲ 次期対策（令和7年度～）等

1. 継続の意向等

(1) 集落協定

次期対策（令和7年度～）での活動継続の意向等		協定数	割合
継続意向の協定数		45	協定 95.7 %
の広 意域 向化	広域化の意向がある	3	協定 6.67 %
	広域化の意向はない	42	協定 93.3 %
廃止意向の協定数		2	協定 4.26 %
協定 廃止 の理 由	① 活動の中心となるリーダーの高齢化のため	1	協定 50 %
	② 協定参加者の高齢化による体力や活動意欲低下のため	2	協定 100 %
	③ 地域農業の担い手がないため	1	協定 50 %
	④ 農業収入が見込めないため		協定 0 %
	⑤ 鳥獣被害の増加	1	協定 50 %
	⑥ 農道や水路、畦畔の管理が困難なため		協定 0 %
	⑦ 圃場条件が悪いため		協定 0 %
	⑧ 事務手続きが負担なため		協定 0 %
	⑨ 交付金の遡及返還への不安なため		協定 0 %
	⑩ 統合の相手先となる協定が近隣にないため		協定 0 %
	⑪ 協定内の意見がまとまらず、合意形成が困難なため		協定 0 %
	⑫ 交付金がなくても農用地の維持・管理が可能なため		協定 0 %
	⑬ その他		協定 0 %

(2) 個別協定

次期対策（令和7年度～）の継続意向等		協定数	割合
継続意向の協定数		4 協定	100 %
廃止意向の協定数		協定	0 %
協定 廃止 の 理 由	① 高齢化による体力低下や病気のため	協定	%
	② 後継者がいないため	協定	%
	③ これ以上の規模拡大が困難なため	協定	%
	④ 集落協定に参加するため	協定	%
	⑤ 農道や水路、畦畔の管理が困難なため	協定	%
	⑥ 農業収入が見込めないため	協定	%
	⑦ 鳥獣被害が増加しているため	協定	%
	⑧ 圃場条件が悪いため	協定	%
	⑨ 事務手続きが負担なため	協定	%
	⑩ 交付金の遡及返還が不安なため	協定	%
	⑪ 近隣の協定が農地を引き受けてくれるため	協定	%
	⑫ 交付金がなくても農用地の維持・管理ができるため	協定	%
	⑬ その他	協定	%

集落協定の広域化等に対する推進方針

現状では、広域化を積極的に推進する方針の市町村はないが、次期対策に向けて広域化を検討する市町村が出てきた際には、県として必要な支援を行っていく。

廃止意向の協定に対する働きかけの方針

活動を継続してもらえる方向で、市町村が協定への働きかけを実施できるように、必要な技術的助言等の支援を行っていく。

1の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

廃止意向の協定が次期対策においても活動を継続できるように、協定活動期間を5年間から3年間に緩和するといった要件緩和がどこまで対応可能なのか、県から農林水産省にも確認して欲しい。

2. 協定の役員

(1) 集落協定

① 代表者

年齢	～59歳	5人 (11%)	60～69歳	15人 (32%)	70～79歳	19人 (40%)	80歳～	8人 (17%)
代表者になってからの年数	～2年	10人 (21%)	3年～7年	15人 (32%)	8年～	22人 (47%)		
次期対策での代表者の継続の目途	ある	32人 (71%)	協定	ない	12人 (27%)	協定		

② 事務担当者（会計）

年齢	～59歳	7人 (15%)	60～69歳	20人 (43%)	70～79歳	19人 (40%)	80歳～	1人 (2%)
担当者になってからの年数	～2年	5人 (11%)	3年～7年	23人 (49%)	8年～	19人 (40%)		
次期対策での担当者の継続の目途	ある	36人 (80%)	協定	ない	8人 (18%)	協定		

③ 事務委託等の状況

事務委任の有無		現在			今後				
なし		47	協定	100	%	47	協定	100	%
あり			協定	0	%		協定	0	%
委任先	行政書士・公認会計士		協定		%		協定		%
	事務組合		協定		%		協定		%
	NPO		協定		%		協定		%
	集落法人		協定		%		協定		%
	J A		協定		%		協定		%
	土地改良区		協定		%		協定		%
	個人		協定		%		協定		%
その他		協定		%		協定		%	

(2) 個別協定

交付対象者

交付対象者	個人	2 協定 (50%)	法人	2 協定 (50%)	任意 組織	協定 (0%)	その他	協定 (0%)
年齢	～59歳	1 人 (0%)	60～ 69歳	1 人 (25%)	70～ 79歳	2 人 (50%)	80歳～	1 人 (25%)
後継者の有無	いる	3 協定 (75%)	いない	1 協定 (25%)				

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

集落協定の活動の継続のためには、役員の確保は重要な課題である。市町村においては、「農地の実情をよく知る担い手及び新規就農者に働きかけを実施する。」といった、中間年評価書に記載した推進方針に従って取組を実施し、次期対策への準備を進めていただきたい。

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

協定の負担軽減については、事務委託が方法の一つとしてあるので、大学との連携やシルバー人材センターの活用などを提案・周知して欲しい。